

経済産業省

20230310保局第2号

発電用風力設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和5年3月20日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



発電用風力設備の技術基準の解釈の一部を改正する規程

発電用風力設備の技術基準の解釈（20140328商局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和5年3月20日から施行する。

(別紙)

発電用風力設備の技術基準の解釈（２０１４０３２８商局第１号）の一部を改正する規程
新旧対照表

〔改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。〕

改正後	改正前
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官	経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦
【取扱者以外に対する侵入防止措置】 (省令第３条) 第２条 (略) ２ 発電用風力設備が <u>一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物</u> である場合には、発電用風力設備を設置する場所には、取扱者以外の者が容易に風車に接近しないように次の各号のいずれかにより措置を講じることとし、前項の規定は適用しない。 一～三 (略)	【取扱者以外に対する侵入防止措置】 (省令第３条) 第２条 (略) ２ 発電用風力設備が <u>一般用電気工作物</u> である場合には、発電用風力設備を設置する場所には、取扱者以外の者が容易に風車に接近しないように次の各号のいずれかにより措置を講じることとし、前項の規定は適用しない。 一～三 (略)
第４条 (略) ２～４ (略) ５ 発電用風力設備が <u>一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物</u> である場合には、省令第４条第二号に規定する「風圧」とは、風車の制御の方法に応じて風車の受風面の垂直投影面積が最大となる状態において、風車が受ける最大風圧を含むものをいい、第３項の規定は適用しない。	第４条 (略) ２～４ (略) ５ 発電用風力設備が <u>一般用電気工作物</u> である場合には、省令第４条第二号に規定する「風圧」とは、風車の制御の方法に応じて風車の受風面の垂直投影面積が最大となる状態において、風車が受ける最大風圧を含むものをいい、第３項の規定は適用しない。
【特定支持物の構造等】 (省令第７条) 第１０条 特定支持物の構造等に係る要件は、次に掲げるものとする。 一～八 (略) 九 構造上主要な部分に使用する鋼材（炭素鋼に限る。）、コンクリートその他の材料が、平成１２年建設省告示第１４４６号（建築物の基礎、主要構造部等）に使用	【特定支持物の構造等】 (省令第７条) 第１０条 特定支持物の構造等に係る要件は、次に掲げるものとする。 一～八 (略) 九 構造上主要な部分に使用する鋼材（炭素鋼に限る。）、コンクリートその他の材料が、平成１２年建設省告示第１４４６号（建築物の基礎、主要構造部等）に使用

改正後	改正前
する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件）別表第一（い）欄に掲げる材料の区分に応じそれぞれ同表（ろ）欄に掲げる日本産業規格に適合するもの（許容応力度及び材料強度の基準強度（溶接部の基準強度を含む。）が指定されているものに限る。）、<u>建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）</u>第３７条第二号の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたもの又はこれらに準ずる安全上の品質を備えたものとして経済産業省電力安全課長の確認を受けたものであること。	する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件）別表第一（い）欄に掲げる材料の区分に応じそれぞれ同表（ろ）欄に掲げる日本産業規格に適合するもの（許容応力度及び材料強度の基準強度（溶接部の基準強度を含む。）が指定されているものに限る。）、<u>建築基準法</u>第３７条第二号の規定に基づき国土交通大臣の認定を受けたもの又はこれらに準ずる安全上の品質を備えたものとして経済産業省電力安全課長の確認を受けたものであること。
【特定支持物に係る構造計算】 （省令第７条） 第１２条 特定支持物の構造計算に係る要件は、次に掲げるものとする。ただし、次条から第１５条に掲げる要件の全てを満たす場合はこの限りでない。 一～五 （略） 六 洋上に設置する風車においては、次に掲げる要件を満たすこと。 イ 港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成<u>１９</u>年国土交通省令第<u>１５</u>号）に基づき港湾の施設の技術上の基準で規定されるレベル１地震動によって、特定支持物の構造上主要な部分に損傷を生じないことを確かめること。また、必要に応じて、同基準で規定されるレベル２地震動によって、特定支持物が倒壊、崩壊等しないことを確かめること。 ロ～ト （略） 七 （略） ２ （略） ３ 第１項各号の構造計算及び確認を行うに当たっては、次に掲げる許容応力度、許容せん断応力度及び材料強度を用いること。 一 鋼材等の許容応力度は、建築基準法施行令第９０条の表一又は表二に掲げる値。ただし、高強度鉄筋（ＳＤ４９０）の許容応力度は、<u>平成１３年国土交通省告示</u>	【特定支持物に係る構造計算】 （省令第７条） 第１２条 特定支持物の構造計算に係る要件は、次に掲げるものとする。ただし、次条から第１５条に掲げる要件の全てを満たす場合はこの限りでない。 一～五 （略） 六 洋上に設置する風車においては、次に掲げる要件を満たすこと。 イ 港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成<u>十九</u>年国土交通省令第<u>十五</u>号）に基づき港湾の施設の技術上の基準で規定されるレベル１地震動によって、特定支持物の構造上主要な部分に損傷を生じないことを確かめること。また、必要に応じて、同基準で規定されるレベル２地震動によって、特定支持物が倒壊、崩壊等しないことを確かめること。 ロ～ト （略） 七 （略） ２ （略） ３ 第１項各号の構造計算及び確認を行うに当たっては、次に掲げる許容応力度、許容せん断応力度及び材料強度を用いること。 一 鋼材等の許容応力度は、建築基準法施行令第９０条の表一又は表二に掲げる値。ただし、高強度鉄筋（ＳＤ４９０）の許容応力度は、<u>平成１３年国土交通省</u>

改正後	改正前
<u>第 1 0 2 4 号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）</u> 第一第六号の表に掲げる値とする。 二～八 （略） 九 構造上主要な部分の材料の長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ずる力に対する許容応力度は、材料の種類及び品質に応じ、平成 1 2 年建設省告示第 2 4 6 6 号（高力ボルトの基準張力、引張接合部の引張りの許容応力度及び材料強度の基準強度を定める件）第二第一号の表に掲げる値及び<u>平成 1 3 年国土交通省告示第 1 0 2 4 号</u>第一第三号の各表に掲げる値 十～十四 （略）	<u>告示第 1 0 2 4 号</u>第一第六号の表に掲げる値とする。 二～八 （略） 九 構造上主要な部分の材料の長期に生ずる力に対する許容応力度及び短期に生ずる力に対する許容応力度は、材料の種類及び品質に応じ、平成 1 2 年建設省告示第 2 4 6 6 号（高力ボルトの基準張力、引張接合部の引張りの許容応力度及び材料強度の基準強度を定める件）第二第一号の表に掲げる値及び<u>平成 1 3 年国土交通省告示第 1 0 2 4 号（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件）</u>第一第三号の各表に掲げる値 十～十四 （略）
【風車を支持する工作物の施設制限】 （省令第 7 条） 第 1 7 条 （略） 2 発電用風力設備が<u>一般用電気工作物又は小規模事業用電気工作物</u>である場合には、前項の規定は適用しない。	【風車を支持する工作物の施設制限】 （省令第 7 条） 第 1 7 条 （略） 2 発電用風力設備が<u>一般用電気工作物</u>である場合には、前項の規定は適用しない。